

諮問番号：令和 3 年度(2021 年度)諮問第 1 号

答申番号：令和 3 年度(2021 年度)答申第 1 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

「熊本県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る令和 2 年（2020 年）8 月 19 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

特別児童扶養手当に係る障害の程度を認定する基準に照らし、対象児童の障害の状態は 2 級相当である。

その理由としては、診断書に記載のとおり、対象児童は発達障害関連症状や問題行動がみられるため ADHD の治療を開始しており、学校や自宅での生活においても先生や家族による注意や援助が必要な状態である。また、診断書を記載した医師からも援助が必要との意見をいただいている。

よって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきで

ある。

2 理由

(1) 本件処分に係る法令等の規定について

本件処分に係る特別児童扶養手当の認定事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）及び「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年（1975年）9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）に基づいて行われている。

(2) 本件に係る認定について

審査請求人が、本件処分に係る特別児童扶養手当認定請求書と共に提出した特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）によると、対象児童の知能指数は97であり、知的障害の程度は標準域内である。自閉スペクトラム症及びADHDの診断であり、発達障害関連症状及び問題行動があることは確認できるが、問題行動については服薬にてコントロールがなされており、日常生活は自立している状態であることが確認できる。

認定要領に基づき置かれている障害の状態を審査する医師（以下「判定医」という。）は、認定要領に基づき対象児童の障害の状態を審査した結果、非該当と判定した。

この判定を受けて処分庁は本件処分を行ったものであり、この処分庁の判断は、法令、認定基準及び本件診断書の内容に照らして合理的なものであり、そこに裁量権の逸脱や濫用があるとは認められない。

第4 調査審議の経過

令和3年（2021年） 4月 9日 審査庁から諮問

5月28日 第1回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 法令等の規定について

法第3条は、「障害児」を監護する父母等に対し特別児童扶養手当を支給するとしており、「障害児」とは、法第2条第1項において、「二十歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」とされている。同条第5項では、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」とされている。これを受けて、令第1条第3項では、障害等級の各級の障害の状態を別表第三に定めており、その具体的な認定基準は認定要領に示されている。

認定要領2(3)では、「精神の障害の程度の判定にあつては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと」とされており、認定要領2(6)では、「各傷病についての障害の認定は、別添1『障害程度認定基準』により行うこと」とされ、同基準第7節2E(2)では、「発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う」とされ、同(4)では、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める」とされている。そして、認定要領2(4)では、原則として、「障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書(略)によつて行う」とされており、認定要領3(1)では、「都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置

くこと」とされている。

これらのことから、障害の認定は、診療を担当する医師が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、判定医が行った判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、判定医の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているものとみるべきである。

(2) 対象児童の障害の認定について

本件診断書によると、次のとおり診断されている。すなわち、対象児童は、以前から態度や行動等に問題がみられ、診察を受けていたが、発達障害の診断は未確定であったところ、令和2年(2020年)2月に3年ぶりに受診し、自閉スペクトラム症、ADHDと診断され、発達障害関連症状として、相互的な社会関係の質的障害、言語コミュニケーションの障害等があり、興奮、暴行、多動などの問題行動もあるとされている。しかし、ADHD治療薬の投与を開始してから著効がみられ、声が大きすぎる、多動、力加減せずコミュニケーションの一環で人を叩くなどの問題行動は服薬でコントロールされていると診断されている。そのほか、日常生活能力の程度は、食事から洗面、入浴から睡眠等まで自立し、あるいは問題なしとされ、要注意度は、随時一応の注意を必要とする状態であると診断されている。

判定医は、この診断書に基づき、対象児童は自閉スペクトラム症、ADHDと診断されており、随時一応の注意を必要とする状態であること、そして、上記診断書で指摘されている発達障害関連事象の程度に鑑み、非該当に相当するとの所見を示している。そして、処分庁は、この判定結果を受けて、対象児童の日常生活の自立度、要注意度、発達障害関連事象、問題行動の状況など、本件診断書の内容を総合的に考慮し、障害等級1級の「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」(令別表第三)及び障害等級2級の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」(令別表第三)のいずれにも該当しないとして本件処分をした。

本件の却下通知書をみると、対象児童が自閉スペクトラム症、ADHDと診断され、一部問題行動等がみられるとしながら、どのような事実に基づき、日常生活は自立しており、現時点で非該当と判断したのかの説明がなく、審査請求人が本件の却下通知書により処分庁が非該当と判断した理由を理解するのは困難であると認められ、本件の却下通知書は、理由の付記が十分であるとはいえない。しかし、本件診断書の診断内容、特に、対象児童は自閉スペクトラム症、ADHDと診断されており、発達障害関連事象や問題行動があるが、治療薬が著効を示し、問題行動が服薬でコントロールされているとの所見が示されていることに鑑みると、非該当とした処分庁の判断は不合理ではなく、そこに裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

3 結論

以上により、本件処分に違法な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 出田 孝一

委員 倉田 賀世

委員 不動 洋子